

よくあるお問い合わせ（8月・9月分）

【対象施設について】

Q 1 休業等要請期間や支給回数は。

A 1 休業等要請期間は、福岡県に緊急事態措置が実施されている、令和3年8月1日から9月30日までの期間となります。（緊急事態措置期間が変更になった場合は、その期間となります。）

上記の期間に休業等に協力いただいた場合、8月分、9月分それぞれ支給します。

Q 2 対象施設は。

A 2

【8月分】

- ①飲食店・喫茶店営業許可を得て酒類を提供する施設のうち、8/1は「休業」又は「酒類の提供を取り止めて営業時間を5時から21時の間に短縮し、8/2～8/19の間は「休業」又は「酒類の提供を取り止めて営業時間を5時から20時の間に短縮する」した施設（ただし、やむを得ない理由がある場合は、8月5日までに要請に応じること）。又は
- ②飲食店・喫茶店営業許可を得て酒類又はカラオケ設備を提供する施設、又は、飲食店営業許可を受けていないカラオケ店のうち、8/20～9/12の間「休業」又は「酒類及びカラオケ設備の提供を取り止めて営業時間を5時から20時の間に短縮する」した施設（ただし、やむを得ない理由がある場合は、8月20日以降、引き続き第10期の要請に応じ、8月23日までに要請に応じること）。

【9月分】

飲食店・喫茶店営業許可を得て酒類又はカラオケ設備を提供する施設、又は、飲食店営業許可を受けていないカラオケ店のうち、8/20～9/12の間、又は、9/13～9/30の間に「休業」又は「酒類及びカラオケ設備の提供を取り止めて営業時間を5時から20時の間に短縮する」した施設。

※「やむを得ない」場合については、既に予約が入っている場合や仕入れの状況による場合等を想定しています。

Q 3 緊急事態措置前から営業を自粛している場合は対象となるか。

A 3 緊急事態措置前から休業等を実施している場合でも、対象期間中に休業又は時間短縮営業を実施した施設は対象となります。

Q 4 従来、朝 5 時から夜 8 時までの間で営業している飲食店が、時間短縮営業を行った場合、対象となるか。

A 4 対象にはなりません。

Q 5 店舗内飲食の営業時間を夜 8 時まで短縮し、夜 8 時以降はデリバリー、テイクアウトのみの営業を行った場合、支援の対象になるか。

A 5 施設の休業又は時間短縮営業を行っていれば支援対象となります。デリバリー、テイクアウトの営業時間は本支援とは関係ありません。したがって、夜 8 時以降にデリバリー、テイクアウトのみの営業を行った場合も支援の対象となります。

Q 6 スーパーや美容室等、福岡県からの休業要請がない施設は対象となるか。

A 6 対象とはなりません。

酒類又はカラオケ設備を提供する飲食店、喫茶店等が「休業」、または「時間短縮営業」（酒類及びカラオケ設備の提供を取り止めて営業時間を 5 時から 20 時の間とすること。もともとの営業時間が、5 時から 20 時までの間である施設は対象外です。）を行う場合のみ対象となります。

Q 7 一つの施設に対象施設と対象外施設が混在している場合、申請できるのか。また、対象施設と住居との併用の場合は、申請できるのか。

A 7 対象施設とそれ以外の施設が混在している場合、原則として直接的な店舗営業に必要な対象施設部分についてのみ、支給対象となります。（面積割合で算出するため添付書類として賃貸借契約書の総床面積（平米数）が分かるページの写しをご準備頂き、飲食店部分とそれ以外の面積（平米数）を補記してください）

Q 8 施設は北九州市内にあるが、本社は北九州市外にある場合、対象となるか。

A 8 北九州市内の施設が対象となります。従って、施設・店舗が北九州市内にあれば、本社は北九州市外にあっても、対象となります。

Q 9 施設が北九州市外にあるが、本社は北九州市内にある場合、対象となるか。

A 9 北九州市内の施設・店舗が対象となります。従って、施設・店舗が北九州市外にある場合、本社は北九州市内にあっても、対象となりません。

【制度概要・申請手続きについて】

Q 10 福岡県の家賃支援金と北九州市の家賃支援金は両方申請できるのか。

A 10 両方の申請はできません。家賃支援金については北九州市が窓口となります。(福岡県の支援金分も含めて一括して、北九州市から支給。福岡県分とあわせて、補助率8割、最大40万円/月となります。)

なお、「福岡県感染拡大防止協力金」については従来通り、福岡県への申請が必要になります。また、北九州市の家賃支援金は「福岡県感染拡大防止協力金」を受給していることが前提となりますので、まずは「福岡県感染拡大防止協力金」を申請してください。

Q 11 支給内容の概要は。

A 11 1か月分の賃借料の8割(上限40万円)を支給するもので、緊急事態措置の期間中の8月分・9月分をそれぞれ支給します。

対象施設の運営上、必要な建物・テナントや土地の賃借料が対象となります。

Q 12 家賃支援金については、日割り計算するのか。

A 12 日割り計算はせず、月額で計算します。

Q 13 賃貸借契約書が大量ページあるがどの部分の提出が必要なのか。

A 13 契約者(賃貸借人(甲乙)が分かるページ)、賃借料の内訳(賃料、共益費、管理費)、契約期間(自動更新、1年更新等の詳細含む)、物件所在地等が分かるページの写しの提出をお願いします。

Q 1 4 賃貸借契約書の賃借人と申請者の名義が違うので賃貸借契約等証明書（様式 6 号）を提出したいがどのように記入したらいいのか。

A 1 4 賃貸借契約等証明書（様式 6 号）の記入例をHPに掲載しておりますのでパターン別の理由例を参考に記入してください。また、理由と契約書上の賃借人の自署、申請者の自署、契約書上の賃貸借人のそれぞれの自署が必要になります。

Q 1 5 商業施設に入るテナント等で売上によって毎月の賃料が変動する場合は何の書類提出が必要になるのか。

A 1 5 家賃・共益費・管理費等が毎月変動する契約の場合は、賃貸借契約書の写し、契約賃借料支払証明書類（領収書、通帳の写し等）と対象月（8 月分・9 月分）の支払いの内訳が分かる書類の写し（請求書等）も併せてご提出してください。その際はどれが対象の申請金額なのか分かるように補記してください。

Q 1 6 駐車場の借地料も対象となるか。

A 1 6 対象施設の運営上、必要なものに限り対象とします。（対象とするかは個別に判断）
なお、申請にあたっては、建物部分の契約書、賃料支払い証明書類とは別に、
・当該駐車場部分の契約書
（契約書が存在しない場合は、「賃貸借契約等証明書（様式 6 号）」が必要）
・当該駐車場部分の賃料支払い証明書類
（建物賃借料と合算して支払いを行っている場合は、その書類）
の書類提出が必要です。

Q 1 7 自宅兼店舗（持家）のため家賃は発生していないが、駐車場は借りている。駐車場のみの申請も家賃支援の対象となるか。

A 1 7 対象施設の運営上、必要なものに限り対象とします。（対象とするかは個別に判断）
なお、申請にあたっては、下記の書類提出が必要です。
・当該駐車場部分の契約書
（契約書が存在しない場合は、「賃貸借契約等証明書（様式 6 号）」が必要）
・当該駐車場部分の賃料支払い証明書類
（建物賃借料と合算して支払いを行っている場合は、その書類）

Q 1 8 対象となる賃借料に消費税や共益費・管理費等は含まれるか。

A 1 8 消費税や、賃貸借契約書にて共益費、管理費、その他共益費・管理費に類する費用が確認できる場合はそれらの費用も対象となります。

ただし、別契約となっているその他付随費用(リース代など)は対象外となります。

なお、管理費・共益費、その他共益費・管理費に類する費用、事業活動に必要な駐車場賃借料を含めて申請する場合は、契約書の提出が必要です。提出が無い場合は、審査ができないため、当該部分は支給できません。(5月分・6月分で申請しており、申請内容に変更が無い場合は提出不要。)

Q 1 9 複数店舗を経営している場合、全店舗が対象となるか。

A 1 9 市内に店舗があり、要件を満たせば、全ての店舗が対象となります。ただし店舗毎の申請が必要です。

Q 2 0 前払いした賃借料も対象となるか。

A 2 0 今回の支援金は8月分・9月分の賃借料を対象としていますので、前払いした場合も対象となりますが、賃貸借契約等証明書(様式6号)を提出してください。

ただし、営業の実態がある施設に限ります。

(例:1年分の家賃を前払いで一括で支払っている等)

Q 2 1 家賃支払いを証明する書類とは具体的にどのようなものか。

A 2 1 支払日及び金額がわかる直近の領収証、通帳の写し等が該当します。

Q 2 2 「もともと酒類を提供する店舗」にも関わらず、福岡県感染拡大防止協力金の申請の際に、間違えて「酒類の提供を行っていない店舗」として申請し、決定通知書が交付されてしまった。市の家賃支援金の対象にならないが、どうしたらよいか。

A 2 2 家賃支援金の支給には、もともと酒類やカラオケ設備の提供を行っていた店舗が、それらを取り止めることが必要であり、ご質問にある決定通知書の内容では、支給対象外になります。

決定通知書の修正が必要であれば、福岡県感染拡大防止協力金コールセンターにお問合せください。（電話番号：0120-567-918）

※具体例：決定通知書の「2 取組み内容」の記載

【10期】

- A 酒類の提供を取り止め、「時短」対応（「休業」を含む）を行った。
⇒家賃支援対象
- B 酒類の提供を行っていない店舗で、「時短」対応（「休業」含む）を行った。
⇒家賃支援対象外

【11・12期】

- C 酒類及びカラオケ設備の提供を取り止め、「休業」対応を行った。
⇒家賃支援対象
- D 酒類及びカラオケ設備の提供を取り止め、「時短」対応を行った。
⇒家賃支援対象
- E 酒類又はカラオケ設備の提供を行っていない店舗で、「時短」対応（「休業」含む）を行った。⇒家賃支援対象外

Q 2 3 「福岡県感染拡大防止協力金」【第10期】【第11期】【第12期】の申請をしているが、決定通知書が届いていないので、北九州市の家賃支援金の申請が出来ないが、どうしたらいいのか。

A 2 3 「福岡県感染拡大防止協力金」の申請中であれば、本市家賃支援金の申請が可能で
す（県に申請中であれば、県の決定通知を添付しなくても申請が可能）。

申請書（様式1）の「1 受給実績」の「申請状況」欄の「申請中」に○をして、
必ず11月30日（火）までに申請してください。11月30日（火）までに申請し
ていない場合は、本市家賃支援金（8月分・9月分）は受給できません。

また、県の給付決定通知書を受け取り次第、速やかに提出してください（追加提出
は12月以降も郵送もしくは申請用添付書類追加提出フォームにて受付）。市の家賃
支援金の給付は、福岡県感染拡大防止協力金の給付決定通知書提出後になります。

なお、給付決定通知書の「2 取組み内容」が、【第10期】「酒類の提供を行って
いない店舗で、「時短」対応（「休業」を含む）を行った。」、【第11期】【第12期】「酒類
又はカラオケ設備の提供を行っていない店舗で「時短」対応（「休業」を含む）を行っ
た。」と記載されている場合は支給対象外です。

Q 2 4 「福岡県感染拡大防止協力金」【第 10 期】【第 11 期】【第 12 期】の決定通知書は、『先渡給付』決定通知書でよいのか。

A 2 4 『先渡給付』決定通知書では審査・支給できません。必ず本申請の給付を受けてください。本申請の給付決定通知書を確認の上、支給を行います。

Q 2 5 「北九州市家賃等賃借料支援金」【5 月分】【6 月分】の決定がされない（北九州市家賃等賃借料支援金の決定通知書がない）ので、【8 月分】【9 月分】の申請が出来ないが、どうしたらいいのか。

A 2 5 「北九州市家賃等賃借料支援金」においては、【5 月分】【6 月分】の「北九州市家賃等賃借料支援金」決定通知書を提出することで、申請に関する書類提出の簡素化を図っております。

「北九州市家賃等賃借料支援金」の【5 月分】【6 月分】の申請中であれば、添付書類を簡素化して【8 月分】【9 月分】の申請が可能です。

【8 月分】【9 月分】申請書（様式 1）の「1 受給実績」【5 月分】【6 月分】「申請状況」欄の「申請中」に○をした上で、必要書類を揃えて申請してください。